



厚生労働省

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和8年7月6日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 野崎 清隆

賃金指導官 矢村 光治

電話 (0776) 22-2691

報道関係者各位

福井県最低賃金の令和8年度改正を諮問

福井労働局（局長：佐藤賢一郎）は、本日開催の福井地方最低賃金審議会（会長：井花正伸）において、令和8年度の福井県最低賃金の改正を諮問しました。

最低賃金法第10条では、「都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」とされています。

今後、同審議会等で中央最低賃金審議会から示される目安額、賃金実態調査の結果等を踏まえながら、福井県最低賃金の決定に向けた具体的な審議が行われます。

令和7年度においては、7月4日に諮問を行い、8月12日に答申を受けて公示等の手続きを経て、10月8日に時間額1,053円（引上げ額69円）の発効となっています。

なお、福井県最低賃金の年次別推移は、次のとおりです。

福井県最低賃金の年次別推移

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
最低賃金額（時間額）（円）	858	888	931	984	1,053
引上げ額（円）	28	30	43	53	69
引上げ率（％）	3.37	3.50	4.84	5.69	7.01
答申年月日（月/日）	8/5	8/8	8/7	8/9	8/12
発効日（月/日）	10/1	10/2	10/1	10/5	10/8